

令和 8 年度雇用就農支援事業募集要項

I. 事業概要

仙台市内所在の認定農業者が新たに正規の従業員を雇用する場合、雇用主である認定農業者に対して、最長 4 ヶ月間の人件費や研修経費の一部を助成する。

II. 事業申込み要件

1. 雇用主の要件

- (1) 仙台市内に住所又は居所を有する認定農業者であること。
- (2) おおむね年間を通じて農業を営む経営体であること。
- (3) 採用者と正規の従業員として期間の定めのない雇用契約を締結していること。
- (4) 交付申請時点で、正規の従業員として採用してから 4 ヶ月未満であること。
- (5) 雇用を理由として、採用から 4 ヶ月間を対象とした国による人件費に対する助成を受給していないこと。
- (6) 市税の滞納をしていないこと。
- (7) 暴力団等と関係を有していないこと。

2. 採用者(雇用した正規の従業員)の要件

- (1) 本事業による支援終了後も雇用就農を継続又は仙台市内で独立する強い意欲を有する者であること。
- (2) 主に農畜産物の生産（認定農業者である雇用主が生産した農畜産物の加工・販売を含む）に関する業務に従事し、主な就業の場所が仙台市内であること。
- (3) 原則として、雇用主の代表者の 3 親等以内の親族でないこと。ただし、3 親等以内でも以下のいずれかの場合は対象とする。
 - ①雇用主となる経営体が集落営農組織で、その代表者と同居していない者が採用される場合
 - ②雇用主となる経営体が親族以外の雇用保険被保険者がいる雇用保険適用事業所で、その代表者と同居していない者が採用され、他従業員と同等の雇用条件である場合
- (4) 外国人の場合は、在留資格を有する者であること。
- (5) 過去に就農準備資金、就農準備支援資金、青年就農給付金（準備型）、農業次世代人材投資資金（準備型）、新規就農・雇用就農支援事業（新規就農）等の交付を受けて研修していないこと。

※年齢や過去の農業従事経験の有無は問わない。

※国の新規就農者育成総合対策の雇用就農資金の要件と必ずしも一致しない。

III. 助成額

5, 0 0 0 円／日

ただし、雇用就農者 1 人につき 1 ヶ月あたり 5 0 千円を上限とし、最長 4 ヶ月間とする。
交付対象期間は、令和 8 年度内に限る。

Ⅳ. 募集

1. 募集期間

募集期間：随時（毎月20日締切。閉庁日の場合は前開庁日）

※最終締切 令和9年2月19日

※締切時点で予定募集件数に達した場合は募集を終了する。

※申込書提出月の翌月10日の時点で、対象となる正規の従業員が採用されてから4ヶ月未満である場合が対象。

（例）7月20日申込み分：5月1日以降に採用した場合が対象。

募集件数：3件程度

※1経営体につき、採用者1名分が上限

2. 申込方法

別紙の申込書により、担当課へメール又は郵送で、添付書類と併せて提出

【担当課】

仙台市経済局農林部農業振興課

〒980-0803 仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル9階（表小路仮庁舎）

・電話：022-214-7327

・メールアドレス：kei008130@city.sendai.jp

3. スケジュール（予定）

時期	内容
毎月20日まで	申込書の提出（経営体→市）
申込月の月末まで	審査・選定・採択/不採択通知（市→経営体）
翌月10日まで	交付申請（経営体→市）
翌月10日以降	交付決定通知（市→経営体）
翌々月1日以降	事業実績報告（経営体→市）
	審査・補助金の額確定（市→経営体）
	補助金請求（経営体→市）
	補助金支払（市→経営体）

Ⅴ. 選定基準

提出された申込書の内容に基づき、下表の選定基準により採点を行う。毎月の申込締切日の時点で募集件数に対して多数の申込があった場合は、合計点数が高い順に選定することとする。（12点満点）

※複数採用者がいる場合は、最年少の採用者の年齢で採点を行う。

配点	3点	2点	1点
本事業利用回数	今回が1回目	過去に1回利用	2回以上利用
直近5年間の雇用実績	今回初めて採用	複数回採用	毎年採用実績有り
従業員（正社員）数	5人未満	5人以上10人未満	10人以上
採用者の年齢（※）	20代	30代	40代以上